

公の施設の管理運営に関する基本的な考え方

【市の対応方針】

- 公の施設の管理運営については、関係機関と連携し業種別ガイドラインを遵守した上で、原則開館すること。ただし、周遊の促進につながる観光施設などにおいては、県の要請に基づき、原則休館とするよう指定管理者等と調整すること。
- 人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすため、特に県外からの利用自粛を呼びかけるよう施設管理者と調整すること。
- 営業時間短縮要請の対象となった大規模集客施設（1,000㎡超）については、
 - ・営業自粛時間を午後8時から翌朝午前5時までとする。（但しイベント開催時は午後9時から翌朝午前5時まで）
 - ・人数上限（5,000人）かつ収容率（50%以内）のいずれか小さい方とする。（イベント関連施設）
 - ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する要請内容に準ずること。
- 営業時間短縮要請の対象とならない（1,000㎡以下）施設については、施設の利用形態や利用状況等に応じて必要な感染防止対策を講じることとする。（詳細は次ページのとおり）
- 上記の対応方針については、施設管理者や利用者等と調整し、早急に対応すること。
- なお、施設の営業時間短縮等における指定管理料の取扱いについては、総務課及び財政課と別途協議すること。

【1,000㎡以下の施設の取扱い】

○施設の利用形態・利用状況が

①大きな声を発することが伴う活動をする場合

②密集する運動や近距離で接する場面が多い場合

③複数人が集まり、呼気が激しくなるような活動をする場合

など、感染するリスクが高いと思われる施設の利用形態等の場合は、施設管理者等と協議・調整し、午後8時までの営業時間の短縮や利用人数の制限等の対応を検討すること。

なお、営業時間の短縮や利用人数の制限等を行う場合は、感染拡大防止の観点等から、利用者等に理解いただけるよう丁寧に説明すること。

※施設管理のしやすさや利用者への分かりやすさ等の観点から安易に制限を行わないこと。

○施設の利用形態・利用状況が

①大きな声を発することが伴わない活動をする場合

②講座、講演会、会議など激しい活動が伴わない場合

③十分な人と人との間隔が確保されるなど、人と接触する機会が少ない場合

など、感染するリスクが低いと思われる施設の利用形態等の場合は、営業時間の短縮等の対応は行わないこととする。